

PARK INFORMATION

令和5年1月28日～2月10日 群馬県警戒レベル「2（全県）」継続

令和5年1月26日（木）に開催された「第101回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、群馬県における「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」（以下、ガイドラインという）に基づく要請として、「警戒レベル2」の継続が決定しました。

【警戒レベル2における要請事項】

- ・三密となるような感染リスクの高い店舗や場所の利用、県外への移動は「十分注意」してください。
- ・公園内における全面禁煙措置として、期間中は園内の指定喫煙所（4箇所）の閉鎖を継続します。

下記は警戒レベル1から変更ありませんが、感染防止対策を前提でのご利用に引き続きご協力をお願いします。

【公園利用者の皆様へ】

- ・公園利用（散策等）については、感染防止対策を行って頂いた上でご利用できます。
- ・群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請についてのホームページをご確認ください。参考）群馬県ホームページ⇒ <https://www.pref.gunma.jp/site/covid19/8736.html>
- ・マスク着用有無については、令和4年5月20日付での厚生労働省リーフレットをご確認ください。参考）厚生労働省リーフレットデータ⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/000942601.pdf>

【運動施設の個人利用・団体利用の皆様へ】

- ・「県立敷島公園における新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設利用マニュアル」の内容を遵守頂きます。必ず別途マニュアルをご一読下さい。
- ・個人利用の申請時にて各個人に記入頂いていた「健康状態申告書」の提出は不要です。
- ・ただし、LINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」の積極的な活用について、要請を継続します。

【運動施設の独占利用＝イベント・行催事・大会等の主催者様へ】

- ・「県立敷島公園における新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設利用マニュアル」の内容を遵守頂きます。必ず別途マニュアルをご一読下さい。
- ・会議や大会を含むイベント等の開催では、主催者様が開催に係る感染症対策を行って頂きます。
- ・必ずしも「健康状態申告書」の提出を義務づけることではありませんが、主催者様にて参加選手、大会運営の役員及び関係者、観戦に来る保護者及び一般者の連絡先の把握や症状の把握は行って頂きます。（群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」にて「発熱等の症状がある者や体調不良の者の入場制限」、「来訪者の連絡先等を把握する（イベント開催の際には徹底すること）」旨記載有）

お問合せ連絡窓口

群馬県立敷島公園 指定管理者 敷島パークマネジメント JV
Tel. 027-234-9338 (9:00～17:00) 担当：岡田